

○ 総務省
経済産業省
告示第二号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第十四条第一項に規定する指定調査機関を、次のように指定したので、同法第十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成十五年二月二十四日

総務大臣 片山虎之助

経済産業大臣 平沼 赳夫

- 一 名称 財団法人日本適合性認定協会
- 二 住所 東京都品川区大崎二丁目八番八号
- 三 調査の業務を行う事務所の所在地 東京都品川区大崎二丁目八番八号
- 四 指定調査機関が行う調査の範囲 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する調査の全部
- 五 指定調査機関が行う調査の業務に係る国外適合性評価事業の区分 法第二条第八項第六号及び第七号の国外適合性評価事業